

媒介契約書の委任事項に基づき 固定資産評価証明書等の交付申請をされる方へ

なりすましなどにより，不正な目的で課税台帳の閲覧及び証明申請を行うことを防止し，納税者の方の個人情報の保護を図る観点から，下記の取扱いを徹底させていただきますので，ご理解，ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 媒介契約書は原本をご提示ください。
- 2 媒介契約書の原本の提示が困難な場合は，証明書等の閲覧及び取得に関する委任状（以下「委任状」という。）をご提出ください（申請書の承諾欄を委任状としてご使用いただけます。）。
- 3 媒介契約書に証明書等の閲覧及び取得に関する委任事項が明記されていない場合は，証明書の発行はできません。別途委任状をご提出ください（申請書の承諾欄を委任状としてご使用いただけます。）。
- 4 媒介契約の有効期間のみ受付できます。媒介契約書の有効期間を更新している場合は，①媒介契約書と同一の委任者の押印があり，②契約締結日，対象物件，委任者及び受任者等の記載により，当該契約の有効期間を更新していることがわかる，「媒介契約更新申出書」等（有効期間内に申請日を含むもの）の書類をあわせてご提示ください。
- 5 申請書には媒介契約書に記載の受任者の記名押印（受任者が法人の場合は当該法人の代表者印又は事業所等の代表者の印）が必要です。
- 6 従業員等が窓口に来られる場合は，申請者欄は上記5のとおり記名押印し，余白に，窓口に来られる方の氏名を併記ください。あわせて，窓口に来られる方の本人確認書類をご提示ください。

神戸市